

【参考】施設整備等に係る葛飾区の補助制度概要

I 看護小規模多機能型居宅介護施設整備費助成(葛飾区地域密着型サービス整備事業補助要綱)

33,600千円 × 1施設

II 開設準備経費助成(葛飾区施設開設準備経費助成特別対策事業費補助要綱)

914千円 × 宿泊定員数

[開設前の6ヶ月間に係る経費(備品費、広報経費、職員募集経費等)を補助対象とする。]

〔積算事例〕

・看護小規模多機能型居宅介護(宿泊定員が最大の9人の場合)

①看護小規模多機能型居宅介護整備費 33,600千円

②開設準備経費 9人×914千円=8,226千円

合計 41,826千円

留意事項

- 1 区の補助金は、区の予算成立後に、東京都との協議を経て決定するため、区補助金額が変更する可能性があることに注意してください。※補助金額は募集開始日現在の金額です
- 2 施設整備費助成について、オーナー型の整備は補助対象外です。
- 3 施設整備費助成について、土地の買収又は整地費用、門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用、職員の宿舍に要する費用、その他施設整備費として適当と認められない費用は、補助対象経費から除きます。
- 4 上記は補助上限額であり、施設整備費及び開設準備費用の実支出額が、算定した補助金額を下回る場合は、その実支出額に基づき補助金額を算定します。
- 5 入札、工事契約及び着工は、区予算の成立、区に対する都の補助内示以降に実施していただきます(開設準備経費助成に係る契約は補助内示前に行うことが可能です。詳しくはご相談ください)。